

電子帳簿保存法への対応について

2024年1月より、電子帳簿保存法の電子取引データの電子保存義務化が本格的にスタートしました。今号では、そもそも電子帳簿保存法や電子取引とは何か、法人がとるべき対応について概説していきます。

(ポイント)

- 電子帳簿保存法の概要
- 電子取引データ保存の要件(任意or義務)

①電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は、法人税や申告所得税の申告納税義務がある法人や個人に対して、保存が義務付けられている帳簿・書類について、電子データでの保存方法等を定めた法律です。

電子帳簿保存法の内容を大まかに把握すると、データ保存について、納税者にとって「任意」の規定と「義務」の規定とに分けることができます。「任意」の規定とはすなわち、税法において書面で保存することとされている税務関係の帳簿や書類についてデータ保存を可能にすることを定めております。一方、「義務」の規定とは、取引についてデータで授受した場合の当該取引データの保存義務等を定めております。

より具体的には、「任意」の規定は電子帳簿等保存とスキャナ保存を指しており、「義務」の規定は電子取引データ保存を指します。「任意」の規定は文字通り任意ですので、法人が自ら作成した帳簿や作成・受領した書類についてこれまで通り書面のまま保存する場合には、データ保存は不要です。逆に、こうした書面を破棄してデータ保存を行いたい場合には、電子帳簿保存法のルールに沿った保存が必要となります。

一方、「義務」の規定である電子取引データ保存については、法人の意思にかかわらず、データ保存への対応が必須となりますので注意が必要です。

項目	内容	任意or義務
電子帳簿等保存	自社で一貫してソフト等を用いて作成した帳簿や書類について、データで保存する方法 (この方法を満たせば書面への出力が不要)	任意
スキャナ保存	授受した書面を画像データ化して保存する方法 (この方法を満たせば書面の破棄が可能)	任意
電子取引データ保存	電子メールやクラウドサービスなどの電子的な方法で授受した請求書や領収書等の電子データを電子データのまま保存する方法	義務 (2024年1月～)

(裏面に続く)



電子帳簿保存法への対応について

②電子取引データ保存の要件

電子取引とは、請求書や領収書、契約書などに通常記載される取引情報について電磁的方法で授受する取引を指します。具体的には電子メールの添付ファイルで請求書等を授受する取引や、WEBサイトで請求書等をダウンロードする取引などを指します。電子メールについては、添付ファイルのみならずメール本文に取引情報を記載する場合のそのメールの授受も電子取引に該当します。

そして請求書等の電子取引データを授受した場合、大きく分けて2つの要件を充足した形での保存が必要となります。1点目は「真実性の要件」で、これは保存された電子データが真実であることを確保するための要件です。この要件を満たすための具体的方法としては、「タイムスタンプの付与」などシステムを導入して対応する方法の他、「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用をかけずに対応する方法も認められています。

2つ目の要件は「可視性の要件」で、保存されたデータが保存後も見やすかったり検索することができるようにするための要件です。具体的には「保存した電子取引データについて『日付・金額・取引先』で検索することができる」や「PC等の備え付け」など、いくつかの要件を満たす必要があります。特に検索要件については対応に手間がかかる印象ですが、システム等を導入しなくても表計算ソフトや要件に沿った形でファイル名を付す方法等での対応を認められています。

なお、検索要件については税務調査の際にダウンロードの求めに応じる場合や、売上高が一定規模以下の事業者については、要件が不要となっております。この他、システムの整備が間に合わない場合や資金繰りや人手不足で要件を満たせない場合に、所轄税務署長が「相当な理由」があると認め、かつダウンロードの求めに応じる場合等には、電子取引データ保存の要件が免除される猶予措置が設けられています。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

電子帳簿保存法はその全体像の把握がしづらく、さらに本文でも述べたような任意規定のものと義務規定のものとの両方存在しているため、理解が難しいものになっております。ただし義務規定である、「電子取引データ保存」については対応が必須となっておりますので、法人としてその対応が適切にできているかのチェックが必要です。

まだ電子取引データ保存への対応ができていない法人については、まずは普段の業務の中で電子取引に該当するものは何かを抽出するところから始めることになります。そしてそのデータの保存方法について保存要件を満たすために、コストや人手などの事情を勘案しながら法人として可能な方法を探りつつ対応していくのが現実的と考えられます。

なお、電子帳簿保存法に関する詳細や最新情報については、国税庁HPをご確認いただきますようお願いいたします。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。